

岩手県告示第168号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成26年3月7日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成26年2月19日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 有限会社菊地商店
    - イ 主たる営業所の所在地 奥州市水沢区佐倉河字前田112番地6
    - ウ 代表者の氏名 菊地正悦
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-24）第5713号
  - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業及びタイル・れんが・ブロック工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成26年2月19日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業及びタイル・れんが・ブロック工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成26年2月13日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 有限会社古館設備工業
    - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市乙部5地割198番7
    - ウ 代表者の氏名 古館政雄
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-23）第9496号
  - (3) 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成26年2月5日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成26年2月20日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 株式会社双葉設備アンドサービス
    - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市みたけ三丁目7番37号
    - ウ 代表者の氏名 小笠原敏之
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-21）第20073号
  - (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成26年2月19日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成26年2月19日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 有限会社環境機材
    - イ 主たる営業所の所在地 紫波郡矢巾町大字広宮沢第1地割2番地646
    - ウ 代表者の氏名 鈴木政志
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-23）第20456号
  - (3) 処分の内容 電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成26年2月17日付けで電気工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第

4号に該当する。